億 4 到2 会計 せて 円 1 で 万 7 額 成 L 及び 億 収 は、 19 5 た。 8 92 年 岜 が 病 度 般会計、 6 院 56 0) 万 億 事業会計 幌 4 5 6, 出 9 延 千 が 54 町 万 円 特 0

とでは ことが して事 大きけ 町 0) ど 皆さん 11 0 なく、 各会計 た税 大事 業を行う れ 収 0) ば良 ように 入と支出 から 金 に など |予算 抑 41 なり えるべ というこ か 有 納 کے 効 0) 8 0 ま 差が お 41 活 7 す き う 用 町 11

ところと使う なら 8 率 ランスが で \mathcal{O} す。 な 物 0 差 バ いということで ランス 亚 L が、 良 ~ 成 きところ < 19 なけ を 年 次 見 度 0) 各 0 る れ

延

町

普

通

会

計

0

7

す

1) 0

11

いい地

を

除

る点 る額

ほ

う

が で、

財

方交付

税

還

兀

金

を 見てみ ŧ L よう。

経常収支比率 (債費比) 80 率 1 84 3

公

債制 8 限 比 2 率 6 8 13 1 0

起

18 ~ 年度のものです。)内の数字は平成

支比

家計 使え 熱 要 ビ 的 方譲 町 0 借 灬水費 とす ス 村 7 0) な B 町 金 を えるお 施設 な ろ 比 与税など町 税や地方交付 な 0 率 0 例 行うため、 定 つ は つ 17 る か金で 返 S維持 · が 高 ろ 割合となります えると食費、 水準 75 7 終 済 な事業が出 % 0 11 費 1 金 中 ま 費、 \mathcal{O} が 11 0) ま) な ど 標 数 行 た、 ごが自 と町独自 割 11 常に必 政サ 公債 応 が 税 合 ま 0 由 す。 で、 件 目 来 準 費 地

> 方交付 かさん 施 0 因です。 設 数 な 国 ど で 税 か は ら交付 0) そ 11 \mathcal{O} 維 削 ること れ 持 減 ょ 原や、 管 さ り な 理 れ 高 公共 費 る 8 が 地

公債 費比

に占 り、 例 0 0 え 譲 れ る 公債 7 め 与 返 ま 15 返 る割 % 税 済 で 11 لح ます。 などの 費が の借 金 が警戒ラ 済 収 額 合 が 入 で、 公債 0 地 金 に 割合と 方 0 対 税、 家 般 費 そ す 計 財 で 0 す 源 地 年

%以 示す 方債 制 債 数 下 限 制 が 長期 に 限比 財 に係る指 政 0 0 借

可 地 起

を利 うの 学で で措 政 起 11 す。 は、 7 子 O債 た対し 実 制 算 置 健全性 公債 態 限 定 さ 借 標 金 れて 比 し 金 を で Ť ラ $\overline{\mathcal{O}}$ 率 0

比 を 13

率と違

事務組合の負担分も含む公債費(借入金の返済)が標準 財政規模に占める割合

④将来負担比率:一般会計や特別会計及び一部事務組合の 将来負担すべき負債(公債費や債務負担行為額及び職員 の退職金など)が標準財政規模に占める割合

⑤資金不足比率 (病院、下水道、簡易水道): 公営企業の 資金不足額 (病院:流動負債ー流動資産、下水道・簡易 水道:実質赤字額)が事業規模(営業収益ー受託工事収 益金) に占める割合

標準財政規模:地方税や譲与税など地方自治体の標準的な 税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

平成 19 年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率:一般会計と北星園会計とも黒字決算のた め該当しません。
- ②連結決算赤字比率:各会計に赤字額や病院会計に資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率:前年度と比較し公債費が減少傾向にあ ります
- ④将来負担比率:将来負担すべき負債額が負債額に充当可 能な財源を下回っているため該当しません。(充当可能 な財源:簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料 公債費残高に伴う普通交付税算入額)
- ⑤資金不足比率:公営企業に資金不足額、実質赤字額が発 生していないため該当しません

財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関す る法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から 健全化判断比率の指標を公表することになりました。

					(単位:%)
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
早期健全化 基準	15. 0	20. 0	25. 0	350. 0	20. 0
財政再生 基準	20. 0	40. 0	35. 0	I	_
平成19年度 幌延町比率	_	_	13. 7	_	_

平成20年度の決算から健全化判断比率が、早期健全化 基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付け られます。また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で再建することとなります。 ①実質赤字比率:普通会計(一般会計+北星園会計)の実質赤字比率:普通会計(一般会計+北星園会計)の実質赤字は変えませんのる割合

- ②連結実質赤字比率:普通会計と特別会計(国保・老健・ 介護・簡水下水道)の実質赤字額及び病院会計の資金不 足額(流動負債ー流動資産)の合計額が標準財政規模に 占める割合
- ③実質公債費比率:一般会計だけでなく、特別会計や一部